

平成17年3月17日

各 位

| | |
|----------|--|
| 会社名 | サイボウズ株式会社 |
| 本店所在地 | 東京都文京区後楽一丁目4番14号 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長 高須賀 宣 (コード番号4776 東証第二部) |
| 問い合わせ先 | 経営管理本部長 細谷 賢由 電話番号 03-5805-9035(代表) |

ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成17年3月17日開催の取締役会において、ストックオプションの実施等を目的として、株主以外のものに対して特に有利なる条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成17年4月22日開催予定の当社第8回定時株主総会に提出することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の取締役及び従業員の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的として、また、当社取引先及び当社取引先の取締役及び従業員に対して当社との良好な取引関係を一層深めるとともに、当社の業績向上に寄与することを目的として、発行価額を無償とする新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 新株予約権の割当を受ける者 | 当社及び当社子会社の取締役及び従業員並びに当社取引先及び当社取引先の取締役及び従業員 |
| (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 | 当社普通株式 4,370株を総株数の上限とする。 |

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| (3) 発行する新株予約権の総数 | 4,370個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株) |
| (4) 新株予約権の発行価額 | 無償で発行するものとする。 |

(5) 新株予約権行使時に際して払込みをすべき額

新株予約権発行の日の属する月の前月各月（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

第8回定時株主総会決議の日後2年を経過した日から同総会決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会の決議により決定する。

(7) 新株予約権の権利行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役または従業員が財務諸表の用語、様式、及び作成方法に関する規則に規定される関係会社または子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権の発行時において当社取引先及び当社取引先の取締役及び従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社と当社取引先の取引関係が良好に継続していること、及び当社への業績寄与が高いと判断できることを要する。

その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却の事由及び消却条件

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当該新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 上記内容につきましては、平成17年4月22日開催予定の当社第8回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。